

株式会社まつい工務店

認定番号：22006

新規認定日：令和4年6月1日



〈達成している項目〉

28の取組項目中、**20項目**達成！

I 実現に向けての手法・工夫

生産性向上の取組み	・自己啓発の取組みの支援制度がある
	・申請日前1年間において、上記の利用の実績がある
管理職へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革に係る研修の受講機会を提供している ・イクボス宣言を奨励している
従業員へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革に係る研修の受講機会を提供している ・「ノー残業推進月間」等のキャンペーンを実施している ・働き方改革に係る取組み事例を周知している
	・申請日前1年間において、社内の親睦を図るイベントの開催実績がある

II 分野別の取組み

(1) 非正規雇用の処遇改善、正規雇用の推進

非正規雇用労働者の処遇改善	・非正規雇用労働者への法定の条件を上回る休暇制度がある
	・申請日前1年間において、上記の利用の実績がある
働き方改革に対応した人事評価・処遇	・相談室の設置等の職場における各種ハラスメントの防止の措置がある

(2) 長時間労働の是正

長時間労働の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜残業を原則禁止している ・「ノー残業デー」の設定等の勤務時間の縮減を奨励する施策をとっている
	・時間外労働の上司による事前承認を徹底している
年次有給休暇取得の促進	・時間単位又は半日単位での休暇制度がある
	・労働者の休暇取得状況を把握している

(3) ワーク・ライフ・バランスの確保

治療と仕事の両立の支援	・疾病の治療及び通院のための休暇制度がある
介護と仕事の両立の支援	・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児法」という。）に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある
	・申請日前3年間に、家族の介護を理由として退職した正規雇用の労働者がいない
子育てと仕事の両立の支援	・育児法に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある

(4) ダイバーシティの推進

若者が働きやすい環境整備	・キャリアアップに資する研修その他の人材育成制度がある
高齢者の活躍の推進	・65歳までの定年の引き上げ ・65歳以降の継続雇用制度がある
多様な人が多様な働き方をする職場づくりの促進	・テレワーク制度がある ・フレックスタイム制度又は時差出勤制度がある
	・申請日前1年間において、上記のうち、テレワーク制度の利用の実績がある

〈ひとことコメント〉

弊社は昭和2年に創業以来、地域に根ざした工務店として95年歩み続けて参りました。

「働き方改革」では、子育て・介護応援、ノー残業デーの設定、有給消化の奨励、資格取得や技術向上に対する経済的支援や時間的バックアップ等を進めて参りました。

これからも引き続き社員一丸となって地域社会へ貢献させて頂く為にも、働きがいのある働きやすい職場環境づくりに尽力して「働き方改革」に取り組んで参ります。



▲ゴルフコンペ



▲バーベキュー